

# 大分県報

令和六年  
第五二九号  
七月二十六日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 一 青少年に有害な興行の指定
- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請
- 一 道路区域の変更（二件）
- 五 道路の供用開始
- 六 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除
- 六 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
- 七 落札者等の公示（二件）

### 告示

#### 大分県告示第三百六十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和六年七月二十六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・七・一一	映画	欲情セレブ妻 いやらしい匂い	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害する
〃	〃	縄で犯す	新東宝映画	

令和六年七月二十六日

#### 大分県告示第三百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置すること及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分市横田二丁目十番二十八号  
株式会社秀観  
代表取締役 小野 秀幸

- 特定事業場の所在地及び名称  
別府市大字鶴見用水七百八十四番一 外五筆

- 別府温泉 灯りの宿 燈月

- 設置される特定施設の種類

- 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三  
ハ 入浴施設

種類	入浴施設	工事着手予定年月日		工事完成予定年月日		使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間
		①	②	①	②			
能	① 二、六三七L／基	許可後	① 令六・七・三一	② 令六・一〇・一九	① 令六・七・三一	② 令六・一〇・一九	六時～九時 一五時～二四時	約一二時間

大分県報（告示）

使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の汚染状態の値					
	単位	m <sup>3</sup> /日	項目	単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
なし	①	通常の値	水素イオン濃度	mg/L	五・八〇・六	生物化学的酸素要求量	mg/L	二・九六
	②	最大の値	化学的酸素要求量	mg/L	五・八〇・六	浮遊物質	mg/L	八
	①	通常の値	窒素含有量	mg/L	二	化学的酸素要求量	mg/L	六
	②	最大の値	りん含有量	mg/L	〇・三	浮遊物質	mg/L	七・七九
	①	通常の値	窒素含有量	mg/L	四	化学的酸素要求量	mg/L	九・六三
	②	最大の値	りん含有量	mg/L	〇・五	浮遊物質	mg/L	八

4 変更しようとする特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の三 ハ 入浴施設

5 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、排水の量及び汚染状態の値

6 変更しようとする特定施設の構造及び使用の方法																
区	種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の状態の値					
									単位	m <sup>3</sup> /日	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量
分	類	力	日	日	日	隔	時間	なし	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	入浴施設	八、一四一L/基	既設	既設	既設	六時～九時 一五時～二四時	約二時間	なし	通常 四六・六	最大 四七・八	通常 三一・九	最大 三三・一	通常 五・八～八・六	最大 五・八～八・六	通常 〇・三	最大 〇・五
変更前																
変更後	同上	五、三〇六L/基	許可後	許可後	令六・一〇・一九	同上	同上	同上	通常 三一・九	最大 三三・一	通常 〇・三	最大 〇・五	通常 五・八～八・六	最大 五・八～八・六	通常 〇・三	最大 〇・五

令和六年七月二十六日

大分県報(告示)

区分	種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の状態の値											
									単位	m <sup>3</sup> /日	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量					
変更前	入浴施設	六、九一五L/基	既設	既設	既設	六時～九時 一五時～二四時	約一二時間	なし	通常	二八・二	項目	五・八～八・六	生物化学的酸素要求量	一〇	化学的酸素要求量	一〇	浮遊物質	二五	窒素含有量	二〇	りん含有量	五
									最大	二八・八	項目	五・八～八・六	生物化学的酸素要求量	二〇	化学的酸素要求量	二〇	浮遊物質	三〇	窒素含有量	三〇	りん含有量	一〇
									通常	二五・四	項目	五・八～八・六	生物化学的酸素要求量	二・九六	化学的酸素要求量	六	浮遊物質	七・七九	窒素含有量	二	りん含有量	〇・三
									最大	二六・一	項目	五・八～八・六	生物化学的酸素要求量	五	化学的酸素要求量	八	浮遊物質	九・六三	窒素含有量	四	りん含有量	〇・五
変更後	同上	五、二六六L/基	許可後	令六・七・三一	令六・七・三一	同上	同上	同上	通常	二五・四	項目	五・八～八・六	生物化学的酸素要求量	二・九六	化学的酸素要求量	六	浮遊物質	七・七九	窒素含有量	二	りん含有量	〇・三
									最大	二六・一	項目	五・八～八・六	生物化学的酸素要求量	五	化学的酸素要求量	八	浮遊物質	九・六三	窒素含有量	四	りん含有量	〇・五



令和六年七月二十六日

大分県報（告示）

六

県道四浦日 代線	津久見市大字網代字刈野三八四 七番一地从先から 津久見市大字網代字刈野三八四 七番三まで	前	七・六 ） 六・五	五九・〇
		後	一八・〇 ） 六・六	五九・〇

令和六年七月二十六日		大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	
県道四浦日代線	津久見市大字網代字刈野三八四七番一地从先から 津久見市大字網代字刈野三八四七番三まで	令六・七・二六	

大分県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年七月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
		敷地の幅員	延 長	
県道向之原 停車場線	由布市挾間町向原字田久保一四 五番一地从先から 由布市挾間町向原字屋敷一〇三 番一地从先まで	前	一〇・〇 ） 四・〇 メートル	一九五・〇 メートル
	由布市挾間町向原字田久保一四 八番三から 由布市挾間町向原字屋敷九二番 まで	後	一一・〇 ） 七・八	一九五・〇

指定を 解除す る区域 の名称	所在地	指定の 区分	土砂災 害の発 生原因 となる 自然現 象の種 類	指定年 月日及 び告示 番号	区域の 表示	法第九条第二項 に規定する土砂 災害警戒区域等 における土砂災 害防止対策の推 進に関する法律 施行令（平成十 三年政令第八十 四号）で定める 事項	備 考
(A) 上下木	竹田市 大字会 々	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	平成二 十四年 三月十 六日大 分県告 示第百 八十八 号	別図の とおり	別図のとおり	（「別図」 は、省略し、 竹田土木事務 所に備え置い て縦覧に供す る。）

大分県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

第1小 仲尾	竹田市 大字平	土砂災 害警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	平成二 十三年	別図の とおり	別図のとおり	
-----------	------------	------------------	-----------------	------------	------------	--------	--





塩付③	九重野百木⑩	代	九重野百木⑨	九重野百木⑧	久小野⑦	紺屋⑥	紺屋⑤	紺屋④
竹田市大字飛	竹田市大字九重野							
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域							
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和六年七月二十六日

長慶⑮	長慶⑭	長慶⑬	長慶⑫	田平⑬	田平⑫	長慶⑪	長慶⑩	
竹田市大字植木及び大字高	竹田市大字植木	田川						
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	災害特別警戒区域							
急傾斜地の崩壊	壊							
別図のとおり								
別図のとおり								

大分県報 (五三)



令和六年四月二日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年七月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部情報管理課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年五月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

NECキヤピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 齋藤 義弘

福岡県福岡市中央区天神一丁目十番二十号

五 落札金額

二百五十一万六千八百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年四月九日

令和六年七月二十六日

大分県報（公告）

一一